

平成 27 年度 芦屋市就労準備支援事業 実績報告

1. 就労準備支援事業 支援状況

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他
A (50代 男性)	6ヶ月間	29	19	9	10	11
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人世帯。 ・経路：高齢者生活支援センターから、同居の父親が入院したことで、キパーツの息子に支援が必要と思われる、との紹介。</li> <li>・約10年間仕事に就かず、貯金の取り崩しで生活。貯金が底をつきそう。</li> <li>・主訴：働きたいが、自分に合った仕事のイメージがつかない。</li> </ul>					
B (40代 男性)	3.5ヶ月間	16	1	0	2	0
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4人世帯。 ・経路：母親に促され、自ら総合相談窓口へ。</li> <li>・転職を繰り返し、半年前からひきこもり状態で、「働く」自信がない。</li> <li>・主訴：働いて、一人暮らしがしたい。</li> </ul>					
C (30代 女性)	1ヶ月間	7	6	0	2	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯。 ・経路：市役所生活援護課からの紹介。</li> <li>・大学卒業後、正社員で3ヶ月就労。その後ひきこもり、うつ病の診断。</li> <li>・主訴：働きたいが、ブランクが長いので不安。</li> </ul>					

2. 支援経過

A様：支援期間6ヶ月の間、3ヶ月以上は連絡がとれない状態が続きました。父親の転院や入所手続等に追われ、その手続きに同行することを重ねましたが、関係の構築にまで至りませんでした。やっと本人の就職活動となると、連絡がとれなくなってしまう、の繰り返し。近い将来のイメージもつかず、こちらが思う程、切実には困っていなかったのかもしれない。その後、手持ち金が減少したことと、体調不良も重なって、支援を受け入れ始め、生活保護受給となりました。

B様：まず、治療（途絶えていた精神科通院の再開）を優先しました。並行して、図書館の利用等毎日歩いて外出をしながら、生活リズムの確立・体力作りにも取り組んでいきました。やがて主治医より就職活動の許可が下りました。本人の希望は一般で就職したい、ということでしたので、履歴書・職務経歴書の作成を行い、ハローワークへ同行しました。ハローワークの『生活保護受給者等就労自立促進事業』を利用することで、いつも同じ担当者が対応していただけることになり、本人の不安もかなり解消された様子でした。そして、応募1社目で、希望職種の正社員で採用決定となりました。

C様：10年間うつ病を患っていましたが、主治医から就労しても良いと言われたので、自分で生計を立てたい、と希望。就労の経験がほとんど無いため、支援を受けたい、ということで、履歴書の作成、面接の練習、就職活動のスーツ購入・写真撮影に同行しました。本人より、ハローワーク利用については「出身大学の就職課より紹介してもらったので。」支援は不要とのこと。その後、ハローワークでアルバイトが決定と聞きました。

### 3. 就労準備支援事業未利用者 支援状況

(年齢 性別)	来所 面談	電話	自宅 訪問	他機関 同行等	そ の 他	備考
D (40代 男性)	7	19	0	2	9	平成 28 年度就労準備支援事業利用
E (40代 男性)	8	0	0	0	0	
F (60代 男性)	13	14	11	3	12	一般就労（正社員）⇒転職
G (40代 男性)	4	0	0	0	0	
H (40代 男性)	9	0	0	1	7	
I (40代 男性)	22	18	0	7	20	A 型事業所利用⇒定着支援
J (30代 男性)	1	1	0	0	0	他市へ転居
K (30代 男性)	2	0	0	0	0	
L (20代 男性)	2	0	0	0	0	平成 28 年度就労準備支援事業利用

### 4. 効果と課題

支援経過から見えてきたことの中には、就労から距離がある人に対しての支援には、自立までのステップアップにかなりの時間が必要になるということもあります。支援者が寄り添い、本人の内面からわき起こる意欲を引き出していく役割を担うことが期待されますが、有期限のプログラムでどこまで行えるのか、今後の課題です。また、家族と同居することで、緊急性が低く、切実に困っていると感じにくいとも思われます。その一方でひきこもり状態で社会的孤立状態とも言えます。就労準備支援が必要な中には、ほとんど働いた経験が無い場合や障害が疑われるケースも多く、利用者の抱える課題は多様かつ深刻で、就労以前の課題を抱えている場合が多く見られます。従って、就労支援を行うからといって、単に就労機会を提供するだけでは、利用者が直面している経済的困窮や社会的孤立を解消することはできません。日常生活自立や社会生活自立の支援を強化する必要があります。実際、収入を得ることで、家族関係の改善も見られたりしました。何より、本人の自尊感情の回復にもつながります。

さらに、就労や制度利用に至り、社会とのつながりを構築できたとしても、そこで支援を終結せずにもその後も状況を見守り続けることが必要です。一般就労を達成した場合においても、それは支援のゴールではなく、その就労をいかに継続して日々の生活をいかに安定的に送っていくことができるかがその後の課題になります。就労後の生活基盤はもとより、居場所・地域づくりなどにも、制度の枠を超えて関係機関と連携して取り組むことが重要になってきます。今後も制度を柔軟に捉え、切れ目のない支援を続けていくことが必要であると思われます。